大学入試「過去問題活用宣言」-第1回取りまとめ

お茶の水女子大·信州大·岐阜大·九大· 名古屋市立大·順天堂大など、国公私立 45 大学が 20 年入試からの"過去問題活用宣言"に参加! 京大·京都府立大・慶大など、37 大学は保留。

公平性の観点から、情報の周知と広範な過去問の公開が必須

旺文社 教育情報センター 19年2月

入試問題はこれまで、それぞれの大学のアドミッションポリシーを受験生に伝える役割とともに、入学者を選抜する役割とを担ってきた。そして、入試に「過去問」を出題することは、公平性に欠け"過誤"として批判される実態がある。

他方、過去の入試問題を大学コミュニティの共有財産として捉え、それを相互に解放し、各大学のアドミッションポリシーにしたがって入試に活用できる体制づくりが動きだした。こうした"過去問活用"を全国の大学に呼び掛けたところ、第 1 回の取りまとめでは、お茶の水女子大・岐阜大・九州大・名古屋市立大・順天堂大など、45 大学が参加を表明した。以下に、「入試過去問題活用宣言」や運営方針、同宣言への参加呼び掛け、及び「参加」大学名等を紹介するとともに、過去問活用の背景を探る。

■「入試過去問題活用宣言」

入試過去問題活用宣言

(平成18年10月27日 提示)

21世紀には、これまでにもまして、知識を基盤とした社会形成が求められています。大学は、知のインフラストラクチャーとして、社会から大きな期待を寄せられておりますが、なかんずく、次世代を担う若者の教育は、大学が社会に対して果たすべき最大の義務であると同時に責任です。

これまで、それぞれの大学は、それぞれのアドミッションポリシーにしたがった選抜を行うと共に、多様な受験者に対応すべく努力を重ねてきました。受験生の高等学校における勉学を反映しながら、大学における教育に対応できるよう、入試問題の作成にも全力を尽くしてきました。大学入試問題は、その一方、高等学校の教育にも大きな影響を与えます。高等学校と大学の間のインターフェイスとしての入試問題の重要性は今後ますます高まるものと考えられます。

これまでに受験の場で使用された入試問題は、膨大な数になります。その中には、数々の良問が蓄積されています。これらの入試問題は、それぞれの大学に所属するものですが、同時に、大学コミュニティの共有財産としての側面を持っております。このような考えに立ったとき、それぞれの大学の入試過去問題をお互いの共有財産として活用しようという本宣言の基本的認識に至ります。それは同時に、他大学の入試過去問題の使用は重大なルール違反というこれまでの通念、あるいは重圧からの解放を意味します。それぞれの大学は、アドミッションポリシーにしたがった入試に向けて、より効率的な対応が可能になるでしょう。

文部省大学審議会(当時)も、入試業務の過大な負担を懸念して、良問が蓄積されている大学入試センター試験の過去問題の再利用を平成12年に提言しております。

学部入試(前期及び後期)の過去問題を本宣言の対象とします。

入試過去問題活用宣言への参加大学は、入試過去問題を公表している4年制及び6年制の大学とし、国立、公立、私立などの設置形態を問いません。大学入試センターにも参加を呼び掛けます。

入試過去問題活用宣言参加大学は、次に掲げる方針を宣言するものです。

- 1. 入試過去問題を大学コミュニティの共有財産との考えの基に、本宣言参加大学は、自大学の入試過去問題を参加大学間で使用することを承認します。
- 2. 本宣言参加大学は、入試過去問題を活用したとしても、それに安易に依存することなくアドミッションポリシーにしたがい、入試問題を作成します。
- 3. 入試過去問題をそのままの形で使用することも、一部改変して使用することも可能とします。
- 4. 入試過去問題使用の責任はすべて使用大学に帰します。
- 5. 入試過去問題活用宣言への参加は、入試要項などで事前に公表し、使用過去問題については、 入試終了後、原問題作成大学に通知すると同時に、受験生に分かるような形で公表します。
- 6. 入試過去問題活用は平成20年度入試(平成20年2-3月実施)から開始します。

■運営方針

〇 大学入試過去問題活用宣言ついて

1. 宣言への参加資格

宣言に参加するための資格は、次に掲げる基準のすべてに該当するものとする。

- ① 原則として、修業年限が4年制の大学(医学・薬学・獣医学にあっては6年制)
- ② 過去問題が広く公表されていること。(出版社等によるものを含む)
- ③ 試験問題としての著作権が当該大学にあること。
- 2. 宣言への参加単位

原則として大学を単位とする。ただし、大学の学部でも大学として承認の得られているもの にあっては、同様に扱うものとする。

- 3. 過去問題の利用について
- ① 利用する過去問題は、公表された資料、問題集等とする。
- ② 利用する過去問題は、原文又は改訂の制限を設けない。
- ③ 過去問題の作成経過年限については、制限はしない。
- 4. 宣言参加大学の義務について
 - ① 過去問題の利用は、アドミッションポリシーの実現のため必要と認める範囲で行うものとし、過去問題に依存することがあってはならない。
 - ② 過去問題を利用することもある旨を、入試要項やホームページ等で公表すること。
 - ③ 過去問題を利用した場合は、入試問題を公表する際に、問題作成大学名、年度、当該問題の改訂の有無を併せて公表すること。
 - ④ 過去問題を利用した大学は、公表と同時にその事実を問題作成大学及び幹事大学に報告すること。幹事大学は過去問題の利用状況を公表する。
- 5. 著作権の許諾について
 - ① 宣言参加大学間においては、過去問題の二次利用に関する著作権を許諾する。
 - ② 利用した過去問題に「著作物」の引用がある場合は、二次利用に係る著作権等の許諾手続きは利用した大学が行う。

6. 連絡委員会について

宣言大学間における連絡調整のため、大学入試過去問題活用宣言連絡委員会を置く。 国公私立大学6大学程度で構成する。

7. 幹事大学

連絡委員会に幹事大学を置き、幹事大学は連絡委員会で決定する。

- 8. ホームページの作成
- ① 幹事大学は、ホームページを作成し、本趣旨と参加大学を公表する。
- ② 当分の間、ホームページの作成費は幹事大学が負担するものとし、その他の必要な費用が 生じた場合は、その都度協議する。

■「入試過去問題活用宣言」参加の呼び掛け

大学長各位

平成18年10月27日 「入試過去問題活用宣言」 共同提案大学

「入試過去問題活用宣言」参加のお願い

今、大学は次世代を担う若者の教育という本来の目的を強く認識し、そのためのあらゆる努力を重ねております。その中にあって入学試験は多様化し、アドミッションポリシーにしたがいながら、高等学校の教育にも配慮した問題の作成に多くの時間を費やしているのが現状です。これまでに使われた膨大な入学試験問題のなかには、数々の良問が蓄積されているにもかかわらず、過去問題の使用は不公正な入試と見なされるため、入試担当者は、類似問題の存在に神経質にならざるを得ませんでした。

われわれは、発想を新たにして、過去の入試問題を大学コミュニティの貴重な共有財産と考え、 相互利用を承認すべきではないかという考えに到達し、別紙に掲げるような「入試過去問題活用 宣言」をすることになりました。

「入試過去問題活用宣言」に記載しました趣旨にご賛同いただき、宣言に参加されるよう、お願い申し上げます。

ご検討の上、活用宣言にご参加いただける場合は、同封の「参加同意書」を準備委員会幹事大学(岐阜大学)まで、お送りいただくようお願いします。

なお、第1回とりまとめは、平成19年1月31日、第2回とりまとめは、平成19年3月31日といたします。

「大学入試過去問題活用宣言」共同提案大学

旭川医科大学〇お茶の水女子大学岐阜薬科大学弘前大学山梨大学〇名古屋市立大学岩手大学信州大学桜美林大学秋田大学〇岐阜大学〇順天堂大学山形大学静岡大学日本医科大学

宇都宮大学 滋賀医科大学 (注. 印は準備委員会大学。学長名は省略)

連絡先 準備委員会幹事大学

国立大学法人 岐阜大学(注.担当部署、電話番号等は省略)

■第1回取りまとめ結果(19年1月31日現在)

「大学入試過去問題活用宣言」回答状況

1. 「参加」大学=45大学 (○印=提案大学、◎印=準備委員会大学)

<国立大> (21大学)

〇旭川医科大 北見工業大 〇弘前大 〇岩手大 〇秋田大

〇山形大 〇宇都宮大 埼玉大 ◎お茶の水女子大 横浜国立大

金沢大 〇山梨大 〇信州大 ◎岐阜大 〇静岡大

〇滋賀医科大 兵庫教育大 奈良教育大 愛媛大 九州大

宮崎大

<公立大> (7大学)

茨城県立医療大 群馬県立県民健康科学大 石川県立看護大 山梨県立大

〇岐阜薬科大 静岡県立大 ◎名古屋市立大

<私立大> (17大学)

東京国際大 〇桜美林大 共立薬科大 ◎順天堂大 〇日本医科大

日本獣医生命科学大 ルーテル学院大 関東学院大 湘南工科大

中部大 関西医科大 摂南大 阪南大 神戸学院大

奈良大 川崎医療福祉大 広島工業大

2. 「保留」と回答した大学=37大学

<国立大> (8大学)

小樽商科大 東京芸術大 名古屋工業大 豊橋技術科学大 京都大

神戸大 岡山大(*) 福岡教育大

<公立大> (13大学)

高崎経済大 新潟県立看護大 富山県立大 愛知県立芸術大 京都府立大

兵庫県立大 奈良県立医科大 奈良県立大 尾道大 広島市立大

山口県立大香川県立保健医療大福岡女子大

<私立大> (16大学)

北星学園大 宮城学院女子大 東京情報大 杏林大 慶応義塾大

東京電機大 日本大 新潟国際情報大 大阪工業大

四天王寺国際仏教大 甲南大 神戸女学院大 天理大

ノートルダム清心女子大 久留米大 第一薬科大

3. 「参加を見送る」と回答した大学=5大学

<国立大> 京都工芸繊維大 長崎大 (2大学)

<公立大> 群馬県立女子大 愛媛県立医療技術大 (2大学)

<私立大> 南山大(*)(1大学)

注) *印を付した大学(岡山大、南山大)は、自大学の過去問題を他大学が使用しても構わないとしている大学。

解 説

「過去問題活用宣言」のポイント

① "過去問活用"の範囲等

現時点では、47大学間の過去問が対象;

第1回の取りまとめ時点(19年1月31日)では、前記のリスト(p.4参照)のとおり、「参加」を表明した45大学と、自大学の過去問題を他大学が使用しても構わないとする2大学の合計、"47大学間の過去問"が活用の対象となる。

もちろん、第2回目の取りまとめ(19年3月31日)以降、「参加」大学等が増え、対象範囲が拡大することは十分あり得る。

「参加」大学、"必ずしも活用とは限らず";

「参加」を表明している大学全でが、必ず過去問を活用するとは限らない。各大学の学部、学科等のアドミッションポリシーに基づいて問題作成等が行われることは、これまでと変わらず、結果として過去問を活用しない大学もあり得る。

● 過去問の対象となる入試形態;

過去問として活用される入試問題は、学力試験を主体とする一般的な入試を前提としている。したがって、「一般選抜」(国公立大では前期及び後期日程試験)が基本となり、 推薦・AO入試は当面、対象外となるようだ。

● 過去問の範囲;

自大学のホームページや刊行物に掲載されている過去問、広く公表されている資料や全国的に市販されている問題集等に掲載されている入試問題が、「過去問題活用」の対象範囲となる。新聞に掲載された問題は、多くの場合、地域が限られることなどから対象外となるようだ。なお、過去問の作成経過年限(出題年度)は設けられていない。

● 活用の形態;

原文、または改訂(改題)の制限はなく、出題者側のアドミッションポリシーによる。

② "セ試過去問"との関わり

今回の「参加」リストに、大学入試センターは入っていない。しかし、後掲の資料(旧・大学審答申; p.7参照)にもあるように、センター試験の過去問を大学の個別試験に活用することが提言されており、今回の「過去問題活用宣言」を契機に、"センター試験の過去問活用"が今後、広がることも予測される。

③ 公平性の確保

公平性の観点からいえば、過去問に接した者とそうでない者との間の不公平感は拭えない。 い。したがって、受験生に対する「過去問題活用」の情報提供は欠かせない。

また、一部の者だけが目にするような限られた過去問ではなく、出来るだけ広範な過去 問からの活用も必須条件だ。

第1回目の取りまとめでは47大学間の過去問が対象であるが、今後さらに拡大し、問題の蓄積も増すものと見られることから、不公平感や受験勉強への弊害(問題予測の絞り込み等)などの課題はクリアできそうだ。

"過去問活用"の背景

11年の中教審答申『初等中等教育と高等教育との接続の改善について』及び12年の旧・大学審答申『大学入試の改善について』(p.7参照)において、大学入試の改善策のひとつとして、個別試験やセンター試験での過去問や類似問題の出題を認める提言が出されている。

これを受ける形で、大学入試センターの研究開発部門では12年度より、共通1次試験とセンター試験の全問題をデータベース化し、過去問を分析・研究して作題の改善に生かす方策を検討している。過去問は出題しないという不文律を、まずセンター試験で打破し、過去問の入試への活用を促そうという文部省(当時)サイドの狙いもあったとみられる。

しかし、入試問題は新作でなければならないという社会通念が根強く、過去の入試や模試の問題、題材が出題されると、厳しい非難を浴びてきた。過去問の活用が進まなかったのは、こうした点にある。

19年セ試「数学」で、17年前のセ試 "過去問活用"!?

19年センター試験の数学 ・A (本試)の第4問「場合の数、確率」の問題は、センター試験が開始された平成2(1990)年の旧・数学 (追試)の出題と設定が同じで、正に"過去問活用"に当たるといえる。

これまでの、所謂「類題」とは一味違い、今回の「過去問題活用宣言」を後押しする出題だったのか----。センター試験の今後の展開に注目したい。

● 作題業務の効率化に繋がるか?

前述のような入試問題の"タブー"を敢えて破り、「過去問題活用」を宣言した背景には、一般論として、作題能力と入試業務の効率化があげられている。ただ、過去問を結果として活用したとしても、そこに至る作題業務はこれまでとほとんど変わらないと見られる。現在、入試業務には次のような課題が指摘されており、その改善が求められている。

- ① 大学設置基準の緩和で各大学とも教養部を解体したが、それが入試問題の作題能力を低下させているという。
- ② 国立大も16年度からの法人化で業務の効率化が強く求められており、入試業務においても一層の合理化、効率化に迫られている。
- ③ 審議会答申で提言されてきた英検やTOEFL、TOEICなどの外部試験の活用とは別に、 一部とはいえ、入試問題作成(作題)を無定見に外部へ丸ごと外注する大学(学部)もあり、 アドミッションポリシーの観点から問題視する向きもある。
- ④ 今年から本格化する、所謂「団塊の世代」といわれるベテラン教職員の大量退職に伴い、作題も含めた入試業務の過大な負担増が懸念されている。
- "入試文化を変える"、入試観の意識改革;

入試業務に関する様々な課題を抱える中で、「過去問題活用」宣言が出てきたといえる。 ところで、大学(学部)によっては、今回の宣言に参加することで自大学の作題能力を問われかねないとして、不参加を表明するケースもあろう。しかし、そうした大学は、自大学の過去問を他大学に"提供"する、「提供大学」(仮称)としての参加もあろう。 いずれにしろ、この宣言が市民権を得るには、これまでの入試観を大きく変えるような、 入試・受験関係者をはじめとする社会全体の意識改革が必要である。

「"新作問題"にこだわるより、大学のアドミッションポリシーに基づく"良問"の方が、 大学と受験生双方のためになる」といった意識改革だ。

参考資料1

(1) 入学者選抜そのものの具体的な改善方策

③ 適切な出題

大学入学者選抜においては、学習指導要領のねらいに沿った適切な出題が必要であり、そのねらいを達成するためにも、高等学校関係者の参画や高等学校関係者による評価が必要である。

なお、大学が高度な教育を行う前提として高度な思考力、表現力、応用力等を求める場合には、求める能力、適性についての明確な基準を示した上で、学習指導要領に準拠しながら、そのような能力を見ることもあり得る。

また、過去に出題された問題や類似した問題を出題することは、それを目にしたことがある受験生が有利になるという公平性の観点からこれまでは否定的に考えられてきた。しかし、このような制約が入試問題作成の幅を狭め、かえって枝葉末節にこだわった問題や難問・奇問の出題につながっている面も否定できない。良質な問題を出題するという観点から、過去に出題された問題等を出題することは、必ずしも否定されるべきではない。各大学の試験問題においては、適切な問題であれば、再利用できるようにすることも必要であり、入試の試験問題は初出問題でなければ不公平になるという社会の根強い意識を変えていくことが必要である。

中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(11 年 12 月)より。

参考資料2

(2) 良質な試験問題の出題

大学入試センター試験の試験問題については、高等学校の学習指導要領に準拠した良質な試験問題を出題し、これが各大学の選抜にも影響を与え、難問・奇問の是正、良質な試験問題の推進に寄与してきたところである。

大学入試センター試験の役割である、受験生の学力に関する信頼性の高い情報の各大学への提供を達成するためには、受験生の学力を適正に判定できるようにするための良質な問題を出題することが基本であり、今後とも、良質な試験問題の出題に努めることが求められる。

その際、作題関係者の努力に期待するというだけではなく、良質な試験問題を作成して いくための具体的な仕組みを整備していくことが必要である。

良質な試験問題の出題という観点からは、過去に出題された問題や類似した問題を再利用できるようにすることが必要である。このため、大学入試センターにおいて、良質な問題の収集と分析評価を行い、このようにして収集し評価した試験問題をデータベース化したアイテムバンクを構築することが必要である。

構築したアイテムバンクは、大学入試センター試験の試験問題の作成の充実に役立てるとともに、将来的には、<u>各大学に試験問題の素材を提供し、各大学が試験問題を作成する</u>に当たって利用できるようにすることが必要である。

更に、アイテムバンクの構築と並行して、これを活用して試験問題の難易度の標準化に 関する研究を進めることも重要である。

旧・大学審答申「大学入試の改善について」(12年11月)より。